

議事要旨(5) 物価連動国債の会計処理の検討について

秋葉統括研究員から、資料「審議事項(5) 物価連動国債の会計処理の検討について」に沿って、物価連動国債の概要、現在の会計基準に従った会計処理についての説明があった。

物価連動国債は、満期 10 年の利付国債が対象であり、想定元本は全国消費者物価指数（CPI）に応じて増減し、償還額は償還時の想定元本となる。したがって、発行時より物価が下落すると元本割れする可能性がある。

現在の金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従えば、物価連動国債は、複合金融商品を構成するデリバティブ部分のリスクが現物の金融資産に及ぶため、区分処理又は時価評価することになると考えられ、それによりリスクの埋伏を避けることが可能となる。物価連動国債の会計処理に関する市場関係者からは、物価連動国債の区分処理又は時価評価は投資目的にあわない、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性が極めて少ない場合には金融商品会計基準の趣旨を超えている、投資信託にて物価連動国債を購入する場合とは経済実質が同じであるにもかかわらず、処理が異なることとなる等の意見がある。

したがって、現在の金融商品会計基準のリスクの埋伏を避けることが可能となる目的にも十分配慮しながら、その考え方を活かしつつ、適用の仕方を工夫することができるかどうか、検討してはどうか。具体的な検討方法としては、「金融商品専門委員会」で検討することが適当と考えられるかどうか。

委員より、今後の検討スケジュールについての質問の発言があった。事務局からは専門委員会の具体的なスケジュールは現時点では明確でないが、できるだけ迅速に行いたい旨の回答がなされた。今後の対応として、「金融商品専門委員会」において具体的な検討を行うことが承認された。

以 上